

改正 4-7

各種所得の内容（その他）

2 給与所得（総合課税）

— 略 —

● 給与所得控除額の速算表（所得税）

給与の収入金額		給与所得控除額
	162.5 万円以下	65 万円（最低金額）
162.5 万円超	180 万円以下	収入金額 × 40%
180 万円超	360 万円以下	収入金額 × 30% + 18 万円
360 万円超	660 万円以下	収入金額 × 20% + 54 万円
660 万円超	1,000 万円以下	収入金額 × 10% + 120 万円
1,000 万円超	1,500 万円以下	収入金額 × 5% + 170 万円
1,500 万円超 [*]		245 万円（最高金額） [*]

※ 控除の最高金額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を、平成28年より1,200万円（控除額230万円）に、平成29年より1,000万円（控除額220万円）に引下げる予定。

※ 青字の個所を変更しました